

第58回定時株主総会の招集に際しての 電子提供措置事項

当 事 業 年 度 の 事 業 の 状 況
企 業 集 団 の 財 産 及 び 損 益 の 状 況 の 推 移
主 要 な 事 業 内 容
主 要 な 事 業 所
従 業 員 の 状 況
主 要 な 借 入 先 の 状 況
そ の 他 企 業 集 団 の 現 況 に 関 す る 重 要 な 事 項
新 株 予 約 権 等 の 状 況
会 計 監 査 人 の 状 況
業 務 の 適 正 を 確 保 す る た め の 体 制
及 び 当 該 体 制 の 運 用 状 況
連 結 貸 借 対 照 表
連 結 損 益 計 算 書
連 結 株 主 資 本 等 変 動 計 算 書
連 結 注 記 表
貸 借 対 照 表
損 益 計 算 書
株 主 資 本 等 変 動 計 算 書
個 別 注 記 表
連 結 計 算 書 類 に 係 る 会 計 監 査 報 告
計 算 書 類 に 係 る 会 計 監 査 報 告
監 査 等 委 員 会 の 監 査 報 告

(2025年4月1日から2026年3月31日まで)

株式会社タカミヤ

上記事項につきましては、法令及び当社定款に基づき、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面には記載しておりません。

当事業年度の事業の状況

事業の経過及び成果

当連結会計年度における世界経済は、景気は緩やかな回復が見られたものの、アメリカの関税政策による景気の下振れリスクに加え、中東情勢などの地政学リスク等、依然として先行き不透明な状況が続きました。

日本国内の建設業界においては、建設投資は堅調に推移し、北海道新幹線延伸工事等の大型現場は動き始めましたが、人手不足や物価高に起因する建築費用の増加により、工事の着工遅れの傾向が見られました。

このような環境の中で、当社は、建設業界の持続的な成長と現場の進化への貢献を、社会課題の解決に資する社会インフラの担い手としての責務と位置づけています。建設業界の人手不足やアナログ脱却といった業界の構造的課題に対応し、建設業界の業務効率化、生産性向上に寄与すべく、2025年11月にDX推進イベント「TAKAMIYA FAIR 2025～全員で進めるDX」(*1)を開催するなど、設計・施工・管理などの現場支援機能を結び合わせたソリューションを提供するプラットフォーム事業への転換に取り組んでまいりました。あわせて、人事制度改革、DX投資などを進め、付加価値向上、生産性向上の両立に取り組んでまいりました。

これらの結果、当連結会計年度の経営成績は、売上高45,212百万円（前年同期比3.2%増）となりました。プラットフォーム事業への転換が進展したことによる利益率の改善に加え、人材の相互活用（コイン制度）(*2)やDX推進などの社内効率化により販管費を抑制しました。一方で、先行投資による人件費、償却費の増加があったものの、利益率改善と販管費抑制の効果が想定以上に表れた結果、営業利益3,266百万円（前年同期比58.5%増）、経常利益3,038百万円（前年同期比63.7%増）、親会社株主に帰属する当期純利益1,734百万円（前年同期比40.9%増）となりました。

詳細につきましては以下でご説明いたします。

①プラットフォーム事業

タカミヤプラットフォームの中心である仮設機材の運用マネジメントサービス「OPE-MANE」(*3)のユーザーアカウント数の増加は計画より緩やかながらも前年度末から着実に増加し続けております。また、「OPE-MANE」ユーザーの預入機材量の増加に比例し、機材の追加レンタル及び購入などのリカーリング収益が好調に推移しました。

これらの結果、売上高6,788百万円（前年同期比30.9%増）、営業利益1,655百万円（前年同期比37.4%増）となり売上高、営業利益ともに増加いたしました。

②販売事業

プラットフォーム事業への事業ポートフォリオの転換が着実に進んでおり、仮設機材の調達方法も従来の購入から「OPE-MANE」へと移行しつつあります。また、人材不足による工事の延期や金融引き締めに伴う景気後退懸念を背景としたレンタルによる対応ニーズが継続しましたが、アグリ事業は大型現場の進捗が売上増加に寄与し、中古機材においても大型販売案件が、売上、利益の双方に寄与しました。

これらの結果、売上高10,126百万円（前年同期比8.7%増）、営業利益464百万円（前年同期比71.7%増）となりました。

③レンタル事業

レンタル事業の売上については、材工受注が低調に推移し、労務売上が前年を下回りました。一方、機材の社外出荷額に関しては、北海道新幹線延伸工事等の大型現場への出荷が本格的に開始されたことにより出荷基調が継続し、本来、返納基調にある期末にかけても前期を上回る高い水準で推移した結果、労務売上の減少を補完することができました。

利益面においても、プラットフォーム事業の好調を背景としたレンタル単価の改定が進み、レンタル収支が改善できたことに加え、高い社外出荷額も利益面に寄与しました。

これらの結果、売上高27,185百万円（前年同期比0.4%増）、営業利益4,234百万円（前年同期比31.7%増）となりました。

④海外事業

グループ向け製造部門（セグメント間取引）であるホリーベトナムは、日本国内の賃貸資産投入額の減少や、日本国内の棚卸資産の最適化を推進した結果、日本向けの製品出荷が前年同期比で減少いたしました。

海外営業部門（外部顧客との取引）のあるホリー 코리아では、韓国国内の経済不安や金利上昇などの影響により景気停滞し、建設投資が依然として低調に推移いたしました。結果、販売、レンタルともに厳しい状況で推移しました。

これらの結果、売上高4,741百万円（前年同期比31.0%減）、営業損失98百万円（前年同期は営業利益347百万円）となりました。

(*1) 「TAKAMIYA FAIR 2025」について、

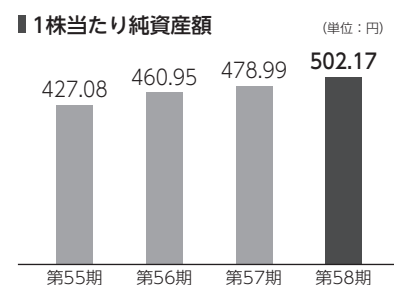
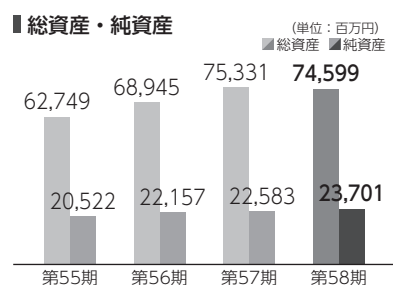
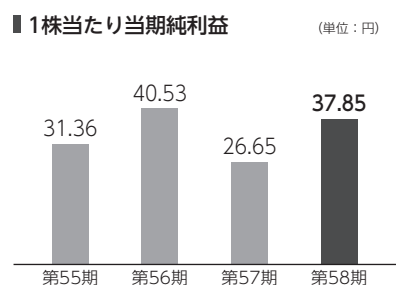
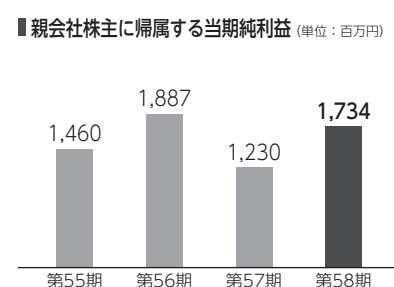
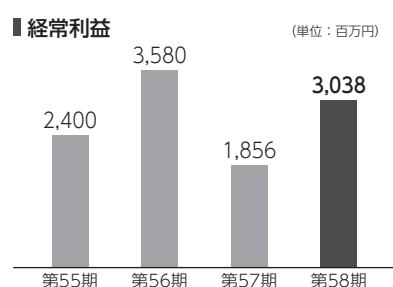
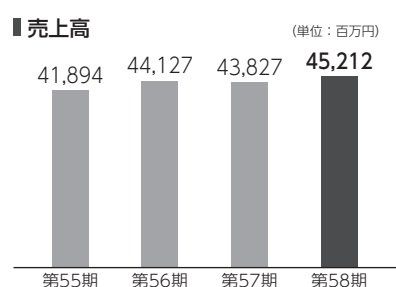
<https://corp.takamiya.co/news/?itemid=288&dispmid=525>

(*2) 「コイン制度」について、<https://corp.takamiya.co/news/?itemid=290&dispmid=525>

(*3) 「OPE-MANE」について、<https://pg.takamiya.co/OPE-MANE.html>

企業集団の財産及び損益の状況の推移

区 分	第55期 2022年4月1日から 2023年3月31日まで	第56期 2023年4月1日から 2024年3月31日まで	第57期 2024年4月1日から 2025年3月31日まで	第58期 2025年4月1日から 2026年3月31日まで
売 上 高 (百万円)	41,894	44,127	43,827	45,212
経 常 利 益 (百万円)	2,400	3,580	1,856	3,038
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益 (百万円)	1,460	1,887	1,230	1,734
1 株 当 たり 当 期 純 利 益 (円)	31.36	40.53	26.65	37.85
総 資 産 (百万円)	62,749	68,945	75,331	74,599
純 資 産 (百万円)	20,522	22,157	22,583	23,701
1 株 当 たり 純 資 産 額 (円)	427.08	460.95	478.99	502.17



主要な事業内容 (2026年3月31日現在)
建設用仮設機材の開発、製造、販売及びレンタル

主要な事業所 (2026年3月31日現在)

① 当社の主要な事業所

区分	名称 (所在地)
本社	本社 (大阪市北区) 東京本社 (東京都中央区)
支店	札幌 (札幌市中央区) 名古屋 (名古屋市西区)
	東北仙台 (仙台市青葉区) 大阪 (大阪市北区)
	新潟 (新潟市中央区) 中国 (香川県さぬき市)
	北関東 (茨城県東茨城郡茨城町) 九州福岡 (福岡市博多区)
	東京 (東京都中央区)
営業所	盛岡 (岩手県滝沢市) 北京陸 (石川県かほく市)
	福島 (福島県双葉郡広野町) 滋賀 (滋賀県近江八幡市)
	市原 (千葉県市原市) 神戸 (神戸市長田区)
	長野 (長野県長野市) 広島 (広島市東区)
	静岡岡 (静岡県牧之原市) 沖縄 (沖縄県豊見城市)
工場	群馬馬 (群馬県桐生市) 岐阜阜 (岐阜県安八郡安八町)
機材Base	青森東通 (青森県下北郡東通村) 静岡吉田 (静岡県牧之原市)
	岩手盛岡 (岩手県滝沢市) 石川金沢 (石川県かほく市)
	宮城仙台第二 (宮城県加美郡加美町) 福井鯖江 (福井県鯖江市)
	福島広野 (福島県双葉郡広野町) 東海木曾岬 (三重県桑名郡木曾岬町)
	新潟横越 (新潟市江南区) 滋賀近江八幡 (滋賀県近江八幡市)
	新潟長岡 (新潟県長岡市) 大阪枚方 (大阪府枚方市)
	茨城中央 (茨城県東茨城郡茨城町) 大阪摂津 (大阪府摂津市)
	茨城出島 (茨城県かすみがうら市) 和歌山桃山 (和歌山県紀の川市)
	茨城つくば (茨城県つくば市) Takamiya Lab. West (兵庫県尼崎市)
	千葉大木戸 (千葉市緑区) 兵庫東条 (兵庫県加東市)
	千葉市原 (千葉県市原市) 兵庫神戸 (神戸市長田区)
	埼玉久喜 (埼玉県久喜市) 広島志和 (広島県東広島市)
	神奈川愛川 (神奈川県愛甲郡愛川町) 香川さぬき (香川県さぬき市)
	信州長野 (長野県長野市) 沖縄那覇 (沖縄県豊見城市)
	長野飯田 (長野県下伊那郡豊丘村)

(注) 2025年4月1日付で、東京都中央区に東京本社を設置いたしました。

② 子会社

会社名	本社所在地
株式会社イワタ	和歌山県紀の川市
株式会社青森アトム	青森県下北郡東通村
株式会社ヒラマツ	静岡県榛原郡吉田町
株式会社トータル都市整備	東京都中央区
株式会社キャディアン	東京都新宿区
株式会社ナカヤ機材	島根県松江
株式会社エコ・トライ	茨城県つくばみらい市
日建リース株式会社	広島市南区
ホリーコリア株式会社	大韓民国
ホリーベトナム有限公司	ベトナム社会主義共和国
DIMENSION-ALL INC.	フィリピン共和国

従業員の状況 (2026年3月31日現在)

① 企業集団の従業員の状況

事業区分	従業員数
プラットフォーム事業	76 (0) 名
販売事業	233 (50) 名
レンタル事業	647 (69) 名
海外事業	298 (32) 名
全社 (共通)	97 (10) 名
合計	1,351 (161) 名

(注) 1. 従業員数は就業員数であります。なお、臨時従業員は () 内に年間の平均人数を外数で記載していません。
2. 全社 (共通) として記載されている従業員数は、管理部門に所属しているものであります。

② 当社の従業員の状況

従業員数	前事業年度末比増減数	平均年齢	平均勤続年数
752名 (92名)	19名減 (28名減)	39.6歳	11.4年

(注) 従業員数は就業員数であります。なお、臨時従業員は () 内に年間の平均人数を外数で記載しております。

主要な借入先の状況 (2026年3月31日現在)

借入先	借入額
株式会社三菱UFJ銀行	7,250百万円
株式会社みずほ銀行	6,757百万円
三井住友信託銀行株式会社	5,175百万円

その他企業集団の現況に関する重要な事項

株式会社東京証券取引所より承認いただき、2026年3月30日付で、当社株式は東京証券取引所プライム市場から同取引所スタンダード市場に市場変更いたしました。

新株予約権等の状況

① 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況（2026年3月31日現在）

回次	行使 価額	目的となる株式の種類 及び数	新株予約権 の個数	権利行使期間	保有者数	保有個数
第4回	1円	普通株式 新株予約権1個につき400株	900個	2011年7月16日から 2041年7月15日まで	取締役 4名	900個
第6回	1円	普通株式 新株予約権1個につき400株	1,060個	2012年7月18日から 2042年7月17日まで	取締役 4名	900個
第7回	1円	普通株式 新株予約権1個につき200株	1,060個	2013年8月14日から 2043年8月13日まで	取締役 4名	900個
第8回	1円	普通株式 新株予約権1個につき200株	420個	2014年7月17日から 2044年7月16日まで	取締役 4名	360個
第9回	1円	普通株式 新株予約権1個につき100株	980個	2015年7月17日から 2045年7月16日まで	取締役 5名	780個
第10回	1円	普通株式 新株予約権1個につき100株	942個	2016年7月20日から 2046年7月19日まで	取締役 5名	754個
第11回	1円	普通株式 新株予約権1個につき100株	627個	2017年7月19日から 2047年7月18日まで	取締役 5名	570個
第12回	1円	普通株式 新株予約権1個につき100株	471個	2018年7月18日から 2048年7月17日まで	取締役 5名	430個
第13回	1円	普通株式 新株予約権1個につき100株	420個	2019年7月18日から 2049年7月17日まで	取締役 5名	406個
第14回	1円	普通株式 新株予約権1個につき100株	1,295個	2020年7月17日から 2050年7月16日まで	取締役 5名	1,259個
第15回	0円	普通株式 新株予約権1個につき100株	916個	2021年7月16日から 2051年7月15日まで	取締役 6名	916個
第16回	0円	普通株式 新株予約権1個につき100株	2,386個	2022年7月15日から 2052年7月14日まで	取締役 7名	2,386個
第17回	0円	普通株式 新株予約権1個につき100株	1,492個	2023年7月19日から 2053年7月18日まで	取締役 7名	1,492個

(注) 1. 新株予約権の行使条件及びその他条件については、新株予約権発行の取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で定める「新株予約権割当契約書」によるものとする。

2. 2013年4月1日付で1株につき2株の割合で株式分割を行ったことにより同日以降に新株予約権を行使する際には、新株予約権の目的となる株式数、行使に際して出資される財産の価額がそれぞれ分割割合に応じて調整されております。

3. 2015年1月1日付で1株につき2株の割合で株式分割を行ったことにより同日以降に新株予約権を行使する際には、新株予約権の目的となる株式数、行使に際して出資される財産の価額がそれぞれ分割割合に応じて調整されております。

② 当事業年度中に職務執行の対価として従業員等に対し交付した新株予約権の状況
該当事項はありません。

③ その他新株予約権等の状況
該当事項はありません。

会計監査人の状況

① 名称 アーク有限責任監査法人

(注) 当社の会計監査人でありましたEY新日本有限責任監査法人は、2025年6月25日開催の第57回定時株主総会終結の時をもって任期満了により会計監査人を退任いたしました。また、同株主総会で新たにアーク有限責任監査法人が会計監査人に選任され就任いたしました。

② 報酬等の額

区 分	報 酬 等 の 額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	36百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	36百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。
3. 上記以外に、前任会計監査人であるEY新日本有限責任監査法人に対し、引継ぎ業務に係る報酬として200万円を支払っております。

③ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任します。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

- ① 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要
取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。
1. 当社グループの損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - (1) 「リスクマネジメント基本規程」により、リスクカテゴリー毎の担当部署を定める。
 - (2) 法務・コンプライアンス室をリスクマネジメント担当部署に定め、全体のリスクを網羅的かつ総括的に管理する。
 - (3) 内部監査室が各部門のリスクマネジメントの状況を監査し、その結果を定期的に代表取締役、取締役会及び監査等委員会に報告する。
 2. 当社グループの取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - (1) 取締役は全社的な目標を定め、取締役及び執行役員はその目標達成のために各部門の具体的な目標及び権限を含めた効率的な達成方法を定める。
 - (2) 月次の業績は情報システムの活用により迅速にデータ化することで、担当取締役及び取締役会に報告する。
 - (3) 取締役会は、毎月、目標の進捗状況をレビューし、目標達成を阻害する要因を改善することにより、目標達成の確度を高め、全社的な業務の効率化を実現するシステムを構築する。
 3. 当社グループの取締役及び使用人の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - (1) 「コンプライアンス・マニュアル」及びコンプライアンス体制に関する規程を役職員が法令・定款及び社会規範を遵守した行動をとるための行動規範とする。
 - (2) 法務・コンプライアンス室をコンプライアンス担当部署と定め、コンプライアンスの取り組みを横断的に統括することとし、その徹底を図るため役職員教育等を行う。
 - (3) 内部監査室は、コンプライアンスの状況を監査する。これらの活動は定期的に代表取締役、取締役会及び監査等委員会に報告する。
 4. 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
 - (1) 「文書取扱規程」に定める保管方法、保管場所、保存期間に従い、次に定める文書（電磁的記録を含む。）を保存する。
 - ① 株主総会議事録
 - ② 取締役会議事録
 - ③ 重要な会議の議事録
 - ④ 予算統制に関するもの
 - ⑤ 会計帳簿、会計伝票に関するもの
 - ⑥ 官公庁及び証券取引所に提出した文書の写し
 - ⑦ 稟議書
 - ⑧ 契約書
 - ⑨ その他「文書取扱規程」に定める文書
 - (2) 取締役は、これらの文書を常時閲覧できるものとする。
 5. グループ会社各社の取締役の職務に係る事項の当社への報告に関する体制
グループ会社各社は、「関係会社管理規程」に従い、株主総会、社員総会の付議議案、取締役会の決定事項、当該会社の財産に著しい増減、変動をきたす事項、期末現在の従業員数、月次決算書、営業上重要な事項及び会社の信用に重大な影響を与える事態、重大な事故の発生した場合について、当社に報告する。

6. 監査等委員がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及びその使用人の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性に関する事項
 - (1) 当社の現状を勘案し、当面特定の監査等委員補助使用人を設置しないが、監査等委員が必要と認めた場合は、使用人を監査等委員の補助にあたらせることとする。この場合、監査等委員はあらかじめ取締役（監査等委員である取締役を除く。）に通知する。
 - (2) 前項の使用人の監査等委員補助業務遂行について、取締役（監査等委員である取締役を除く。）はその独立性について、自らも認識するとともに関係者に徹底させる。
7. 監査等委員の、監査等委員の職務を補助すべき使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
当社は、監査等委員の職務を補助すべき使用人に関し、監査等委員の指揮命令に従う旨を当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人に周知徹底する。
8. 当社グループの取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人の監査等委員への報告に関する体制
 - (1) 取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び執行役員は、その職務の執行状況について、取締役会等の重要会議を通じて監査等委員に定期的に報告を行うほか、必要の都度、遅滞なく報告する。
 - (2) 取締役（監査等委員である取締役を除く。）、執行役員及び使用人は、監査等委員が事業の報告を求めた場合、又は監査等委員が当社グループの業務及び財産の状況を調査する場合は、迅速かつ的確に対応する。
 - (3) 監査等委員に報告すべき事項を定める規程を制定し、取締役（監査等委員である取締役を除く。）は次に定める事項を報告する。
 - ① 重要な会議で決議された事項
 - ② 会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事項
 - ③ 毎月の経営状況として重要な事項
 - ④ 内部監査状況
 - ⑤ リスクマネジメントに関する重要な事項
 - ⑥ 重大な法令又は定款の違反
 - ⑦ コンプライアンス・ホットラインの通報状況及び内容
 - (4) 使用人は前項に関する重大な事実を発見した場合は、監査等委員に直接報告できるものとする。
 - (5) 取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人は、内部通報制度による通報状況及び内容、社内不祥事、法令違反事案のうち重要なものは監査等委員へ伝達しなければならない。内部通報制度においては、通報者に対する不利益な取扱いの禁止を明文化する。
9. 監査等委員への報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
当社は、監査等委員への報告を行った当社グループの役員及び従業員に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を当社グループの役員及び従業員に周知徹底する。
10. 監査等委員の職務の執行について生ずる費用の前払い、又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
監査等委員がその職務の執行について生ずる費用の前払い等の請求をしたときは、担当部門において審議のうえ、当該請求に係る費用又は債務が当該監査等委員の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理する。

11. その他監査等委員の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- (1) 内部監査室は監査の方針、計画について監査等委員会と事前協議を行い、その監査結果を定期的に報告し、監査等委員会と緊密に連携する。
- (2) 会計監査人は定期的に監査結果の報告を監査等委員会に行う。

② 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社の業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

イ. 内部統制システム全般

当社及びグループ各社の内部統制システム全般の整備・運用状況を当社の内部監査室がモニタリングし、改善を進めております。

なお、当事業年度においては、取締役会を17回（臨時取締役会を含む）、監査等委員会を13回（臨時監査等委員会を含む）、執行幹部会議を12回開催し、法令・定款への適合性と業務の適正性の観点から審議を行っております。

ロ. 取締役の職務の執行体制

「取締役会規程」に則り、取締役会を17回（臨時取締役会を含む）開催し、法令または定款に定められた事項及び経営上重要な事項の決議を行うとともに、取締役の職務の執行状況について監督を行っております。また、社外取締役により取締役会の監督機能を高め、経営の健全性・透明性の確保に努めております。

なお、取締役会議事録や稟議書等の関連情報は「文書取扱規程」に基づき、適切に保存及び管理され、取締役及び監査等委員である取締役が常時閲覧できる体制を整備しております。

ハ. コンプライアンスの推進及びリスクの管理

当社はコンプライアンス推進とリスク管理体制を構築するため、「コンプライアンス・マニュアル」及び「企業行動規範」並びに「リスクマネジメント基本規程」を制定しております。入社時研修や全従業員を対象としたコンプライアンス研修の実施、社内外の複数の通報窓口の運営等により、コンプライアンス体制の整備を継続的に行っております。なお、通報者に対する不利益な取扱いの禁止を「内部統制基本方針」及び「内部通報規程」に明記しております。

また、内部監査室が各部門におけるリスクを監査するほか、リスクマネジメント担当部署である法務・コンプライアンス室を事務局とするリスク・コンプライアンス委員会を四半期毎に開催し、各部門におけるリスク及び従業員等の法令順守状況について把握・管理し、取締役会に報告しております。

ニ. 当社グループの管理

当社グループ各社は毎月担当取締役に業績等の報告を行うとともに、四半期毎に開催される子会社会議において四半期業績や重要事項の説明を行うほか、年1回のグループアライアンス会議を実施し、グループ方針や各社の業績・予算計画及び重要な決議事項等と随時共有しております。

また、当社グループ各社の株主総会及び取締役会決議事項等につきましては、当社取締役会において審議を行っております。また、内部監査室が当社グループ各社の内部統制監査及び業務監査を実施しております。

ホ. 監査等委員会の監査体制

監査等委員会は、毎月1回の定時監査等委員会の開催に加え、重要な事項等が発生した場合、必要に応じて臨時監査等委員会を開催しております。監査等委員会では法令、定款及び当社「監査等委員会規程」に基づいて重要事項の決議及び業務の進捗報告等を行っております。また、監査等委員である取締役は定時取締役会並びに臨時取締役会及び経営会議等の重要な会議に常時出席しており、取締役の業務執行について適宜意見を述べ、業務執行の全般にわたって監査を実施しております。

監査等委員会監査は、常勤監査等委員である取締役を中心に年度監査計画に基づき実施しており、監査等を通じて発見された事項等については、監査等委員会において協議されており、取締役会に対して監査指摘事項を提出することとしております。

連結貸借対照表

(2026年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	28,282	流 動 負 債	23,293
現金及び預金	9,772	支払手形及び買掛金	5,307
受取手形	2,028	短期借入金	4,705
売掛金	8,864	1年内償還予定の社債	845
契約資産	7	1年内返済予定の長期借入金	7,020
商品及び製品	5,517	リース債務	214
仕掛品	736	未払法人税等	1,084
原材料及び貯蔵品	1,137	契約負債	70
その他	545	賞与引当金	550
貸倒引当金	△327	役員賞与引当金	0
固 定 資 産	46,316	役員株式給付引当金	37
有 形 固 定 資 産	41,691	ポイント引当金	23
賃貸資産	21,857	工事損失引当金	4
建物及び構築物	6,509	設備関係支払手形	248
機械装置及び運搬具	1,217	その他	3,180
土地	9,873	固 定 負 債	27,603
リース資産	325	社債	5,258
建設仮勘定	1,463	長期借入金	19,263
その他	444	リース債務	247
無 形 固 定 資 産	767	繰延税金負債	201
借地権	327	役員退職慰労引当金	9
のれん	122	役員株式給付引当金	41
その他	316	退職給付に係る負債	905
投 資 そ の 他 の 資 産	3,858	資産除去債務	185
投資有価証券	580	その他	1,490
差入保証金	1,044	負 債 合 計	50,897
退職給付に係る資産	292	(純 資 産 の 部)	
繰延税金資産	561	株 主 資 本	22,105
その他	1,412	資本金	1,052
貸倒引当金	△32	資本剰余金	1,910
資 産 合 計	74,599	利益剰余金	19,470
		自己株式	△327
		その他の包括利益累計額	916
		その他有価証券評価差額金	217
		繰延ヘッジ損益	0
		為替換算調整勘定	505
		退職給付に係る調整累計額	193
		新 株 予 約 権	485
		非 支 配 株 主 持 分	194
		純 資 産 合 計	23,701
		負 債 ・ 純 資 産 合 計	74,599

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(2025年4月1日から
2026年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金	額
売上		45,212
売上原価		29,538
売上総利益		15,674
販売費及び一般管理費		12,407
営業利益		3,266
営業外収益		
受取利息	13	
受取配当金	20	
受取賃貸料	78	
貸資産受入益	18	
スラップ売却収入	134	
匿名組合投資利益	96	
為替差益	3	
その他	91	456
営業外費用		
支払利息	526	
支払手数料	77	
社債発行費	19	
その他	60	684
経常利益		3,038
特別利益		
固定資産売却益	24	
投資有価証券売却益	27	52
特別損失		
投資有価証券売却損	0	
固定資産売却損	0	
固定資産除却損	15	
減損	208	225
税金等調整前当期純利益		2,865
法人税、住民税及び事業税		1,259
法人税等調整額		△142
法人税等合計		1,117
当期純利益		1,748
非支配株主に帰属する当期純利益		14
親会社株主に帰属する当期純利益		1,734

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

(2025年4月1日から
2026年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
当 期 首 残 高	1,052	1,910	18,469	△365	21,066
連結会計年度中の変動額					
剰 余 金 の 配 当			△732		△732
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益			1,734		1,734
自 己 株 式 の 処 分				37	37
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)					-
連結会計年度中の変動額合計	-	-	1,001	37	1,039
当 期 末 残 高	1,052	1,910	19,470	△327	22,105

	その他の包括利益累計額					新株予約権	非 支 配 株 主 持 分	純資産合計
	そ の 他 有 価 差 額 金	繰 延 ハ ッ ジ 損 益	為 替 換 算 定 調 整 勘 定	退 職 給 付 に 係 る 調 整 累 計 額	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計			
当 期 首 残 高	158	1	565	127	852	485	179	22,583
連結会計年度中の変動額								
剰 余 金 の 配 当								△732
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益								1,734
自 己 株 式 の 処 分								37
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)	59	△1	△60	65	64		15	79
連結会計年度中の変動額合計	59	△1	△60	65	64	-	15	1,118
当 期 末 残 高	217	0	505	193	916	485	194	23,701

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結注記表

1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記

- (1) 連結の範囲に関する事項
- ① 連結子会社の数 11社
主要な連結子会社の名称
株式会社イワタ
株式会社キャディアン
株式会社ヒラマツ
株式会社青森アトム
株式会社トータル都市整備
ホリーコア株式会社
ホリーベトナム有限会社
DIMENSION-ALL INC.
株式会社ナカヤ機材
株式会社エコ・トライ
日建リース株式会社
- ② 主要な非連結子会社の名称等
主要な非連結子会社の名称
八女カイセイ株式会社
(連結の範囲から除いた理由)
非連結子会社は、小規模であり、総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないためであります。
- (2) 持分法の適用に関する事項
- ① 持分法適用の関連会社数 該当ありません。
- ② 持分法を適用していない非連結子会社2社は、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため持分法の適用範囲から除外しております。
- (3) 会計方針に関する事項
- ① 重要な資産の評価基準及び評価方法
- イ. 有価証券
その他有価証券
市場価格のない株式等以外のもの
連結会計年度末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。）
市場価格のない株式等
移動平均法による原価法
- ロ. 棚卸資産
商品・製品・仕掛品・原材料
移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）
貯蔵品
主として最終仕入原価法
- ② 重要な減価償却資産の減価償却の方法
- イ. 有形固定資産（リース資産を除く）
当社及び国内連結子会社は定率法を採用しております。ただし、賃貸資産及び1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。また、在外連結子会社は定額法を採用しております。
なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。
- | | |
|-----------|-------|
| 賃貸資産 | 3～8年 |
| 建物及び構築物 | 7～31年 |
| 機械装置及び運搬具 | 3～17年 |
- ロ. 無形固定資産（リース資産を除く）
当社及び連結子会社は、ソフトウェア（自社使用）について社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。
- ハ. リース資産
当社及び連結子会社は、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

③ 重要な引当金の計上基準

イ. 貸倒引当金

売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、当社及び国内連結子会社は、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。なお、在外連結子会社については、個々の債権の回収可能性を検討し計上しております。

ロ. 賞与引当金

当社及び連結子会社は、従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額の当連結会計年度負担額を計上しております。

ハ. 役員賞与引当金

当社及び連結子会社は、役員賞与の支出に備えて、当連結会計年度における支給見込額に基づき計上しております。

ニ. 役員株式給付引当金

当社は、取締役及び執行役員の当社株式給付に備えるため、役員株式給付規程に基づく当連結会計年度末における株式給付債務の見込額を計上しております。

ホ. ポイント引当金

当社は、会員に付与したポイントのうち、当連結会計年度末の残高に対する利用見込額を計上しております。

ヘ. 工事損失引当金

当社及び連結子会社は、受注工事に係る将来の損失に備えるため、損失の発生が見込まれ、かつ、その金額を合理的に見積もることができる工事について、損失見込額を計上しております。

ト. 役員退職慰労引当金

一部の連結子会社は、役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

④ 収益及び費用の計上基準

当社グループは、建設用仮設機材の開発・製造・販売及びレンタルを主たる事業とし、製品等の販売については、顧客への製品等の引き渡し時点で製品・商品に対する支配が顧客に移転し、履行義務が充足されると判断していることから、引き渡し時点で収益を認識しておりますが、出荷時から製品・商品の支配が顧客に移転されるまでの期間が通常の期間である場合には、出荷時点で収益を認識しております。

また、当社が請け負っている工事については、一定の期間にわたり履行義務が充足されるため、履行義務の充足に係る進捗度に基づき収益を認識しております。履行義務の充足に係る進捗度については、工事原価の発生状況と直接関係があるため、予想される総工事原価に対する発生した工事原価の比率を使用しております。

レンタルの一部収益である運搬及び労務等のサービス提供業務については、それぞれのサービスの提供が完了した時点で履行義務が充足されると判断していることから、サービスの提供が完了した時点で収益を認識しております。

なお、レンタルに含まれるリース収益等については、「リース取引に関する会計基準」（企業会計基準第13号）に基づき、収益を認識しております。

⑤ その他連結計算書類作成のための重要な事項

イ. 繰延資産の処理方法

社債発行費については、支出時に全額費用として処理しております。

ロ. 重要なヘッジ会計の方法

ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理によっております。

ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段…金利スワップ

ヘッジ対象…借入金

ヘッジ方針

金利リスクの低減のため、対象債務の範囲内でヘッジを行っております。

ヘッジ有効性評価の方法

金利スワップ取引においては、取引すべてについてヘッジに高い有効性が明らかに認められるため、有効性の判定を省略しております。

ハ. デリバティブの評価基準及び評価方法

時価法によっております。

ニ. 外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社の資産及び負債は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めて計上しております。

ホ. のれんの償却に関する事項

のれんの償却については、20年以内の定額法により償却を行っております。

- ハ. 退職給付に係る負債の計上基準
- a. 退職給付見込額の期間帰属方法
退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。
- b. 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法
過去勤務費用については、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理しております。
数理計算上の差異については、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理しております。
- c. 小規模企業等における簡便法の採用
一部の連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。
- (4) 連結子会社の事業年度等に関する事項
連結子会社のうち株式会社イワタの事業年度末日は3月20日、日建リース株式会社、ホリーベトナム有限会社及びDIMENSION-ALL INC. は12月31日であります。連結計算書類の作成にあたっては、同事業年度末日現在の計算書類を使用しております。ただし、連結会計年度末日3月31日までの差異期間における重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

2. 表示方法の変更に関する注記

(連結損益計算書)

前連結会計年度において「営業外収益」の「その他」に含めていた「賃貸資産受入益」は金額的重要性が増したため、当連結会計年度より区分掲記しております。この表示方法の変更を反映させるため、前連結会計年度の連結計算書類の組替えを行っております。

この結果、前連結会計年度の連結損益計算書において、「営業外収益」の「その他」に表示していた104百万円は、「賃貸資産受入益」26百万円、「その他」78百万円として組替えております。

3. 会計上の見積りに関する注記

(1) 固定資産の減損

- ① 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額
減損損失208百万円、有形固定資産41,691百万円
- ② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

イ. 算出方法

当社グループの減損会計適用にあたっての資産のグルーピングは、継続的に損益の把握を実施している単位を基礎としており、当社の事業用資産は主として地域性及び事業内容をもとに区分した資産グループごとに資産のグルーピングを行っており、遊休資産については物件単位でグルーピングを行っております。また、本社、厚生施設等については、共用資産としております。資産グループごとに減損の兆候の有無を把握し、減損の兆候が識別された資産グループに関して、減損損失の認識の判定を行っております。判定の結果、割引前将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額を下回り、減損損失の認識が必要と判断された場合、帳簿価額を回収可能額（正味売却価額または使用価値のいずれか高い価額）まで減額し、当該減少額を減損損失として計上しております。

当社のレンタル事業の有形固定資産について、土地のうち1,878百万円において市場価格の著しい下落が生じていることから、減損の兆候を識別しました。認識の判定の結果、割引前将来キャッシュ・フローが当該資産グループの帳簿価額を上回っていることから、当該算出方法に基づき認識した減損損失はありません。割引前将来キャッシュ・フローの見積りは、取締役会によって承認された事業計画に基づいて行っております。

ロ. 主要な仮定

割引前将来キャッシュ・フローの算出に用いた取締役会によって承認された事業計画の主要な仮定は、レンタル事業における賃貸資産の稼働率及び販売事業における市場規模・占有率及び営業利益率です。その他、関連する外部情報や、過去の実績等も考慮して算出しております。

ハ. 翌連結会計年度の連結計算書類に与える影響

主要な仮定であるレンタル事業における賃貸資産の稼働率及び販売事業における市場規模・占有率については、見積りの不確実性が高く、その変動に伴い、割引前将来キャッシュ・フローの見積り額が減少することにより、翌連結会計年度において当該固定資産の帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として計上する可能性があります。

(2) 繰延税金資産の回収可能性

① 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

繰延税金資産（純額）359百万円（繰延税金負債と相殺前の金額は918百万円）

② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

イ. 算出方法

将来減算一時差異に対して、将来の収益力に基づく課税所得に基づき、繰延税金資産の回収可能性を判断しております。また、課税所得の見積りは、取締役会によって承認された事業計画・中期経営計画に基づいて行っております。

ロ. 主要な仮定

課税所得の見積りの基礎となる取締役会によって承認された事業計画の主要な仮定は、レンタル事業における賃貸資産の稼働率及び販売事業における市場規模・占有率及び営業利益率です。その他、関連する外部情報や過去の実績等も考慮して算出しております。

ハ. 翌連結会計年度の連結計算書類に与える影響

主要な仮定であるレンタル事業における賃貸資産の稼働率及び販売事業における市場規模・占有率については、見積りの不確実性が高く、その変動に伴い、課税所得の見積り額が減少することにより、繰延税金資産の回収可能性の判断に重要な影響を与える可能性があります。

4. 連結貸借対照表に関する注記

(1) 割賦払いにより所有権が留保されている資産

所有権が留保されている資産

賃貸資産	1,626百万円
機械装置及び運搬具	8百万円
建設仮勘定	560百万円
対応する債務	
流動負債（その他）	540百万円
固定負債（その他）	967百万円
計	1,507百万円

(2) 有形固定資産の減価償却累計額 47,412百万円

(3) 受取手形裏書譲渡高 0百万円

(4) 手形債権流動化に伴う買戻し義務額 100百万円

(5) 金融機関の信用状（L/C）に対する連帯保証 0百万円（5千ドル）

5. 連結損益計算書に関する注記

(1) 減損損失

当連結会計年度において、当社グループは以下の資産グループについて減損損失を計上しました。

場 所	用 途	種 類	金 額
埼玉県羽生市	当社栽培設備等	建物及び構築物他	176百万円
ベトナム国	連結子会社遊休資産	機械装置及び運搬具	32百万円

当社栽培設備等は、収益性の悪化が見込まれるため、帳簿価額を備忘価額まで減額し、当該減少額176百万円を減損損失として計上しました。また、連結子会社遊休資産は、当面使用見込みがないため帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額32百万円を減損損失として計上しました。

当社グループの減損会計適用にあたっての資産のグルーピングは、継続的に損益の把握を実施している単位を基礎としております。具体的には当社の事業用資産は主として地域性及び事業内容をもとに区分した資産グループ毎に、賃貸用資産は物件毎に、資産のグルーピングを行っており、本社、厚生施設等については、共用資産としております。また、連結子会社は各社を一つの単位としてグルーピングを行っております。

(2) 投資有価証券売却益

保有する投資有価証券の一部を売却したものであります。

(3) 投資有価証券売却損

保有する投資有価証券の一部を売却したものであります。

6. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度 期首株式数(株)	当連結会計年度 増加株式数(株)	当連結会計年度 減少株式数(株)	当連結会計年度末 株式数(株)
発行済株式				
普通株式	46,585,600	－	－	46,585,600
自己株式				
普通株式(注) 1, 2	825,480	－	85,275	740,205

(注) 1. 当連結会計年度末の自己株式数には、当社取締役（監査等委員である取締役及びそれ以外の取締役のうち社外取締役である者を除く。）及び執行役員のうち役員株式給付規程に定める受益者要件をも満たす者への株式報酬のために設定した株式給付信託の信託財産として株式会社日本カストディ銀行（信託E口）が保有する当社株式733,125株が含まれております。

2. 普通株式の自己株式の株式数の減少は、株式報酬制度「株式給付信託（BBT-RS）」の自己株式の給付による減少85,275株であります。

(2) 剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額等

(決議)	株式の 種類	配当金の 総額(百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2025年5月13日 取締役会	普通株式	465	10.0	2025年3月31日	2025年6月10日
2025年11月10日 取締役会	普通株式	279	6.0	2025年9月30日	2025年12月2日

(注) 配当金の総額には、株式会社日本カストディ銀行（信託E口）が保有する当社株式に対する配当金12百万円が含まれております。

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の 総額(百万円)	配当の原資	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2026年 5月12日 取締役会	普通株式	465	利益剰余金	10.0	2026年3月31日	2026年6月9日

(注) 配当金の総額には、株式会社日本カストディ銀行（信託E口）が保有する当社株式に対する配当金7百万円が含まれております。

(3) 当連結会計年度末における新株予約権に関する事項

当連結会計年度末の新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の目的となる株式の種類及び数

普通株式 1,871,300株

7. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、資金運用については短期的な預金等に限定し、銀行等金融機関からの借入により資金を調達しております。

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、当社グループの与信管理規定に沿って営業部門、経理部にてリスク低減を図っております。

投資有価証券である株式は、市場価格の変動リスクに晒されておりますが、主に業務上の関係を有する企業の株式であり、有価証券運用管理規定に基づき、経理部にて定期的に時価の把握を行っております。

営業債務である支払手形及び買掛金は、そのほとんどが3ヶ月以内の支払期日であります。

短期借入金は主に営業取引に係る資金調達であり、社債、長期借入金は主に設備投資に係る資金調達です。変動金利の借入金は、金利の変動リスクに晒されておりますが、このうち長期のものについては、支払利息の固定化を図るため、デリバティブ取引（金利スワップ取引）を利用してヘッジしております。

デリバティブ取引の執行・管理については、取引権限を定めた社内規程に従って経理部にて行っております。

また、取引相手先は高格付を有する金融機関に限定しているため信用リスクはほとんどないと認識しております。なお、ヘッジ会計に関するヘッジ手段とヘッジ対象、ヘッジ方針、ヘッジの有効性の評価方法等については、前述の「1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記「(3) 会計方針に関する事項 ⑤その他連結計算書類作成のための重要な事項 ロ. 重要なヘッジ会計の方法」」をご参照下さい。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2026年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等（連結貸借対照表計上額116百万円）は、「その他有価証券」には含めておりません。また、「現金及び預金」、「受取手形」、「売掛金」、「支払手形及び買掛金」及び「短期借入金」については、現金及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
① 投資有価証券			
その他有価証券	464	464	-
② 1年内償還予定の社債	845	891	46
③ 1年内返済予定の長期借入金	7,020	7,165	145
④ 社債	5,258	4,926	△331
⑤ 長期借入金	19,263	18,672	△590
⑥ デリバティブ取引 (*)	(0)	(0)	-

(*) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については () で示しております。

(3) 金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複雑使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

① 時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

区分	時価 (百万円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券				
その他有価証券				
株式	464	—	—	464
デリバティブ取引	—	(0)	—	(0)

② 時価をもって連結貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

区分	時価 (百万円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
1年内償還予定の社債	—	891	—	891
1年内返済予定の長期借入金	—	7,165	—	7,165
社債	—	4,926	—	4,926
長期借入金	—	18,672	—	18,672

(注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

デリバティブ取引

金利スワップ及び為替予約の時価は、金利や為替レート等の観察可能なインプットを用いて割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

1年内償還予定の社債、社債

これらの時価は、一定の期間ごとに区分した当該社債の元利金の合計額を同様の社債を発行した場合に適用されると考えられる利率で割り引いて算定しており、レベル2の時価に分類しております。

1年内返済予定の長期借入金、長期借入金

長期借入金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、また、当社の信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっており、固定金利によるものは、一定の期間ごとに区分した当該長期借入金の元利金の合計額を同様の借入において想定される利率で割り引いて算定しており、レベル2の時価に分類しております。

8. 収益認識に関する注記

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

主要な財又はサービス別に分解した収益の情報は以下のとおりであります。

(単位：百万円)

	プラットフォーム事業	販売事業	レンタル事業	海外事業	合計
売上高					
顧客との契約から生じる収益	4,696	9,961	14,048	1,014	29,721
その他の収益	2,092	—	12,777	621	15,491
外部顧客への売上高	6,788	9,961	26,826	1,635	45,212

(注) その他の収益には、企業会計基準第13号「リース取引に関する会計基準」に基づくリース収益等が含まれております。

(2) 収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は「1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記 (3)会計方針に関する事項 (4)収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

(3) 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

① 契約資産及び契約負債の残高等

	当連結会計年度
顧客との契約から生じた債権（期首残高）	6,909百万円
顧客との契約から生じた債権（期末残高）	7,046
契約資産（期首残高）	6
契約資産（期末残高）	7
契約負債（期首残高）	188
契約負債（期末残高）	70

② 残存履行義務に配分した取引価格

当初に予想される契約期間が1年を超える重要な契約がないため、実務上の便法を適用し、残存履行義務に配分した取引価格の注記を省略しております。

9. 1株当たり情報に関する注記

- | | |
|----------------|---------|
| (1) 1株当たり純資産額 | 502円17銭 |
| (2) 1株当たり当期純利益 | 37円85銭 |

10. 企業結合に関する注記

(企業結合に係る暫定的な会計処理の確定)

2025年2月28日に行われた日建リース株式会社との企業結合について前連結会計年度において暫定的な会計処理を行っておりましたが、当連結会計年度において確定しております。この暫定的な会計処理の確定に伴い、取得原価の当初配分額に重要な見直しが反映されております。

この結果、暫定的に算定されたのれんの金額614百万円は、会計処理の確定により473百万円減少し、140百万円となっております。のれんの減少は、賃貸資産（純額）が728百万円増加、繰延税金負債が254百万円増加したことによるものです。

なお、前連結会計年度末の利益剰余金に与える影響はありません。

11. 追加情報の注記

(株式給付信託 (BBT-RS))

当社は取締役（監査等委員である取締役及びそれ以外の取締役のうち社外取締役である者を除く。）及び執行役員のうち役員株式給付規程に定める受益者要件を満たす者（以下、取締役と併せて「取締役等」といいます。）に対する業績連動型株式報酬制度として「株式給付信託 (BBT-RS) 」を導入しております。

(1) 取引の概要

本制度は、当社が拠出する金銭を原資として当社株式が信託を通じて取得され、取締役等に対して、当社が定める役員株式給付規程に従って、当社株式及び当社株式を時価で換算した金額相当の金銭が信託を通じて給付される業績連動型株式報酬制度です。なお、取締役等の在任中に当社株式の給付を行う場合、取締役等は、当社株式の給付に先立ち、当社との間で譲渡制限契約を締結することとします。これにより、取締役等へ在任中に給付を行った当社株式については、取締役等の退任までの間、譲渡等による処分が制限されることとなります。また、取締役等へ当社株式を時価で換算した金銭相当の給付を行う時期は、原則として取締役等の退任時とします。

(2) 信託に残存する自社の株式

信託に残存する当社株式を、信託における帳簿価額（付随費用の金額は除く。）により純資産の部に自己株式として計上しております。当連結会計年度末の当該自己株式の帳簿価額は324百万円、株式数は733千株であります。

貸借対照表

(2026年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	20,798	流 動 負 債	20,328
現金及び預金	5,071	支払手形	1,628
受取手形	1,786	買掛金	3,138
売掛金	6,854	契約負債	70
商品及び製品	4,900	短期借入金	3,730
仕掛品	480	1年内償還予定の社債	845
原材料及び貯蔵品	540	1年内返済予定の長期借入金	6,928
前払費用	321	リース債務	12
その他	857	未払金	1,066
貸倒引当金	△13	未払費用	365
固 定 資 産	44,190	未払法人税等	603
有 形 固 定 資 産	35,432	未払消費税	797
賃貸資産	19,784	賞与引当金	480
建物	4,119	役員株式給付引当金	37
構築物	1,180	ポイント引当金	23
機械及び装置	667	工事損失引当金	4
車両運搬具	48	設備関係支払手形	248
器具備品	348	その他	347
土地	8,578	固 定 負 債	26,454
リース資産	46	社債	5,258
建設仮勘定	658	長期借入金	18,857
無 形 固 定 資 産	606	退職給付引当金	715
借地権	327	役員株式給付引当金	41
ソフトウェア	271	長期未払金	1,220
その他	6	リース債務	38
投資その他の資産	8,152	資産除去債務	56
投資有価証券	455	その他	265
関係会社株式	5,225	負 債 合 計	46,782
長期貸付金	266	(純 資 産 の 部)	
繰延税金資産	502	株 主 資 本	17,507
差入保証金	971	資 本 金	1,052
その他	754	資 本 剰 余 金	1,901
貸倒引当金	△23	資本準備金	1,090
		その他資本剰余金	811
		利 益 剰 余 金	14,881
		利益準備金	76
		その他利益剰余金	14,804
		別途積立金	2,010
		繰越利益剰余金	12,794
		自 己 株 式	△327
		評 価 ・ 換 算 差 額 等	214
		その他有価証券評価差額金	213
		繰延ヘッジ損益	0
		新 株 予 約 権	485
資 産 合 計	64,989	純 資 産 合 計	18,206
		負 債 ・ 純 資 産 合 計	64,989

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書

(2025年4月1日から
2026年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額
売上高	37,644
売上原価	25,808
販売費及び一般管理費	11,836
営業利益	9,741
営業外収益	2,095
受取利息	35
受取配当金	469
受取賃貸料	91
貸付資産受入益	18
スクラップ売却収入	60
為替差益	12
雑収入	71
営業外費用	760
支払利息	440
支払手数料	77
社債発行費	19
雑損失	52
経常利益	589
特別利益	2,266
固定資産売却益	1
投資有価証券売却益	20
特別損失	22
固定資産除却損失	15
減損損失	176
税引前当期純利益	191
法人税、住民税及び事業税	2,097
法人税等調整額	627
法人税等合計	△62
当期純利益	564
	1,532

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(2025年4月1日から
2026年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本							
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金			
		資本準備金	その 他 資 本 剰 余 金	資 本 剰 余 金 計	利益準備金	その他利益剰余金		
別 積 立 金	途 金	繰 越 利 益 剰 余 金	利 益 剰 余 金 計					
当 期 首 残 高	1,052	1,090	811	1,901	76	2,010	11,994	14,081
事業年度中の変動額								
剰余金の配当							△732	△732
当期純利益							1,532	1,532
自己株式の処分								
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)								
事業年度中の変動額合計	-	-	-	-	-	-	800	800
当 期 末 残 高	1,052	1,090	811	1,901	76	2,010	12,794	14,881

	株 主 資 本		評 価 ・ 換 算 差 額 等			新 株 予 約 権	純 資 産 合 計
	自 己 株 式	株 主 資 本 計	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ損益	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計		
当 期 首 残 高	△365	16,669	159	1	160	485	17,315
事業年度中の変動額							
剰余金の配当		△732					△732
当期純利益		1,532					1,532
自己株式の処分	37	37					37
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)			54	△1	53		53
事業年度中の変動額合計	37	837	54	△1	53	-	891
当 期 末 残 高	△327	17,507	213	0	214	485	18,206

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

- (1) 資産の評価基準及び評価方法
- ① 有価証券の評価基準及び評価方法
- イ. 子会社及び関連会社株式
移動平均法による原価法
- ロ. その他有価証券
市場価格のない株式等以外のもの
事業年度末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。）
市場価格のない株式等
移動平均法による原価法
- ② 棚卸資産の評価基準及び評価方法
- イ. 商品・製品・仕掛品・原材料
移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）
- ロ. 貯蔵品
最終仕入原価法
- (2) 固定資産の減価償却の方法
- ① 有形固定資産（リース資産を除く）
定率法を採用しております。
ただし、賃貸資産及び1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。
なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。
- | | |
|------------|-------|
| 賃貸資産 | 3～8年 |
| 建物及び構築物 | 7～31年 |
| 機械装置及び器具備品 | 3～17年 |
- ② 無形固定資産（リース資産を除く）
ソフトウェア（自社利用）については、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。
- ③ リース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。
- (3) 引当金の計上基準
- ① 貸倒引当金
売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
- ② 賞与引当金
従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額の当事業年度の負担額を計上しております。
- ③ 役員賞与引当金
役員賞与の支出に備えて、当事業年度における支給見込額に基づき計上しております。
- ④ 役員株式給付引当金
取締役及び執行役員の当社株式給付に備えるため、役員株式給付規程に基づく当事業年度末における株式給付債務の見込額を計上しております。
- ⑤ ポイント引当金
会員に付与したポイントのうち、当事業年度末の残高に対する利用見込額を計上しております。
- ⑥ 工事損失引当金
受注工事に係る将来の損失に備えるため、将来の発生が見込まれ、かつ、その金額を合理的に見積もることができる工事について、損失見込額を計上しております。
- ⑦ 退職給付引当金
従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。
- イ. 退職給付見込額の期間帰属方法
退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。
- ロ. 数理計算上の差異の費用処理方法
数理計算上の差異については、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。

(4) 収益及び費用の計上基準

当社は、建設用仮設機材の開発・製造・販売及びレンタルを主たる事業とし、製品等の販売については、顧客への製品等の引き渡し時点で製品・商品に対する支配が顧客に移転し、履行義務が充足されると判断しておりますが、出荷時から製品・商品の支配が顧客に移転されるまでの期間が通常の期間であるため、出荷時点で収益を認識しております。

また、当社が請け負っている工事については、一定の期間にわたり履行義務が充足されるため、履行義務の充足に係る進捗度に基づき収益を認識しております。履行義務の充足に係る進捗度については、工事原価の発生状況と直接関係があるため、予想される総工事原価に対する発生した工事原価の比率を使用しております。

レンタルの一部収益である運搬及び労務等のサービス提供業務については、それぞれのサービスの提供が完了した時点で履行義務が充足されると判断していることから、サービスの提供が完了した時点で収益を認識しております。

なお、レンタルに含まれるリース収益等については、「リース取引に関する会計基準」(企業会計基準第13号)に基づき、収益を認識しております。

(5) その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

① 繰延資産の処理方法

社債発行費については、支出時に全額費用として処理しております。

② 重要なヘッジ会計の方法

イ. ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理によっております。

ロ. ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段…金利スワップ

ヘッジ対象…借入金

ハ. ヘッジ方針

金利リスクの低減のため、対象債務の範囲内でヘッジを行っております。

ニ. ヘッジ有効性評価の方法

金利スワップ取引においては、取引すべてについてヘッジに高い有効性が明らかに認められるため、有効性の判定を省略しております。

③ デリバティブの評価基準及び評価方法

時価法によっております。

④ 外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

2. 会計上の見積りに関する注記

(1) 固定資産の減損

① 当事業年度の計算書類に計上した金額

減損損失176百万円、有形固定資産35,432百万円

② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

連結計算書類の「連結注記表 3. 会計上の見積りに関する注記」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

(2) 繰延税金資産の回収可能性

① 当事業年度の計算書類に計上した金額

繰延税金資産(純額)502百万円(繰延税金負債と相殺前の金額は645百万円)

② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

連結計算書類の「連結注記表 3. 会計上の見積りに関する注記」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

3. 貸借対照表に関する注記

(1) 割賦払いにより所有権が留保されている資産	
所有権が留保されている資産	
賃貸資産	1,626百万円
車両運搬具	8百万円
建設仮勘定	560百万円
対応する債務	
未払金	540百万円
長期未払金	967百万円
計	1,507百万円
(2) 有形固定資産の減価償却累計額	41,185百万円
(3) 手形債権流動化に伴う買戻し義務額	100百万円
(4) 保証債務	
① DIMENSION-ALL INC.に対する連帯保証	
銀行借入	1,025百万円 (390百万ペソ)
リース債務	33百万円
② ホリーベトナム(有)に対する連帯保証	
金融機関の信用状 (L/C)	0百万円 (5千ドル)
仕入債務	9百万円 (1,500百万ドン)
(5) 関係会社に対する金銭債権・金銭債務	
短期金銭債権	1,271百万円
長期金銭債権	264百万円
短期金銭債務	1,321百万円

4. 損益計算書に関する注記

(1) 関係会社との取引	
営業取引による取引高の総額	6,946百万円
営業取引以外の取引による取引高の総額	529百万円
(2) 投資有価証券売却益	
保有する投資有価証券の一部を売却したものであります。	

5. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当事業年度期首 株式数(株)	当事業年度 増加株式数(株)	当事業年度 減少株式数(株)	当事業年度末 株式数(株)
普通株式(注) 1, 2	825,480	—	85,275	740,205

- (注) 1. 当事業年度末の自己株式数には、取締役（監査等委員である取締役及びそれ以外の取締役のうち社外取締役である者を除く。）及び執行役員のうち役員株式給付規程に定める受益者要件をも満たす者への株式報酬のために設定した株式給付信託の信託財産として株式会社日本カストディ銀行（信託E口）が保有する当社株式733,125株が含まれております。
2. 普通株式の自己株式の株式数の減少は、株式報酬制度「株式給付信託（BBT-RS）」の自己株式の給付による減少85,275株であります。

6. 税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(単位：百万円)	
繰延税金資産	
貸倒引当金	11
投資有価証券評価損	530
未払事業税	37
賞与引当金	151
退職給付引当金	225
長期未払金	44
株式報酬費用	152
減価償却超過額	142
その他	185
繰延税金資産小計	<u>1,483</u>
評価性引当額	<u>△838</u>
繰延税金資産合計	645
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	△97
繰延ヘッジ損益	△0
その他	△44
繰延税金負債合計	<u>△142</u>
繰延税金資産の純額	<u>502</u>

(2) 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

(単位：%)	
法定実効税率	30.58
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	1.51
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△6.71
評価性引当額	0.89
住民税均等割	1.79
税額控除	△0.32
その他	△0.84
税効果会計適用後の法人税等の負担率	<u>26.89</u>

7. 関連当事者との取引に関する注記

子会社及び関連会社等

種類	会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
子会社	ホリーベトナム(有)	所有 直接 100.0	役員の兼任	資金の貸付	-	流動資産その他 長期貸付金	592 264
子会社	DIMENSION-ALL INC.	所有 直接 100.0	役員の兼任	債務保証(注)2	1,059	-	-

役員及びその近親者

種類	会社等の名称または氏名	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
役員及びその近親者	高宮東実(注)3	(被所有) 直接 1.7	名誉会長業務の委嘱(注)3	名誉会長業務の委嘱(注)3	12	-	-

- (注) 1. 上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておりません。
 2. 金融機関等からの借入金・リース債務に対して債務保証を行っております。
 3. 当社の役員及びその近親者である高宮東実は、2006年4月1日付で取締役を退任し、名誉会長に就任いたしました。報酬額については、委嘱する業務の内容等を勘案し、取締役会にて協議の上決定しております。

8. 収益認識に関する注記

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、連結計算書類の「連結注記表 8. 収益認識に関する注記」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

9. 1株当たり情報に関する注記

- | | |
|----------------|---------|
| (1) 1株当たり純資産額 | 386円55銭 |
| (2) 1株当たり当期純利益 | 33円45銭 |

10. 企業結合に関する注記

(企業結合に係る暫定的な会計処理の確定)

連結計算書類の「連結注記表 10. 企業結合に関する注記」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

11. 追加情報の注記

(株式給付信託(BBT-RS))

連結計算書類の「連結注記表 11. 追加情報の注記」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2026年5月22日

株式会社タカミヤ
取締役会 御中

アーク有限責任監査法人
大阪オフィス

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 辻	是 人
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 吉 川	一 志

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社タカミヤの2025年4月1日から2026年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社タカミヤ及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2026年5月22日

株式会社タカミヤ
取締役会 御中

アーク有限責任監査法人
大阪オフィス

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 辻	是 人
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 吉 川	一 志

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社タカミヤの2025年4月1日から2026年3月31日までの第58期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査等委員会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2025年4月1日から2026年3月31日までの第58期事業年度における取締役の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果について以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ① 監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部監査部門その他内部統制所管部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人アーク有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人アーク有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2026年5月26日

株式会社タカミヤ 監査等委員会

常勤監査等委員 榎野隆史 ㊟

監査等委員 酒谷佳弘 ㊟

監査等委員 上甲悌二 ㊟

監査等委員 加藤幸江 ㊟

(注) 監査等委員酒谷佳弘、上甲悌二及び加藤幸江は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。